

○湯川村議会基本条例

平成25年1月9日議会条例第1号

改正

平成26年3月25日議会条例第1号

平成28年9月27日条例第30号

令和8年8月26日条例第12号

湯川村議会基本条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 村民と議会の関係（第4条）

第4章 議会と行政の関係（第5条—第8条）

第5章 自由討議の拡大（第9条）

第6章 委員会の活動（第10条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条—第13条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第14条・第15条）

第9章 最高規範性と見直し手続き（第16条—第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、村民の負託に的確に応え、もって村民福祉の向上と村勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、村民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた村民に開かれた議会を目指して活動する。

2 議会は、村民全体の立場に立って、村長等執行機関（以下「村長等」という。）の行政運営を監視及び評価するとともに、村民の福祉向上と村勢の発展に寄与する政策の提言及び立案に努めるものとする。

3 議会は、情報を積極的に公開し、村民の多様な意見を把握して行政に反映させるとともに、村民とともにむらづくりの活動を推進するため、村民参加と協働を基軸にした議会運営に努めなければならない。

4 議会は、村民によりわかりやすい議会とするため、この条例に規定するもののほか、湯川村議会会議規則（昭和52年議会規則第1号）、湯川村議会委員会条例（平成3年条例第24号）及び議会内申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するとともに、議会における発言は簡明に行わなければならない。

2 議員は、村政全般について、その課題並びに村民の意見及び要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、村民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、村民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 村民と議会の関係

(村民参加及び村民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分活用して、村民等の専門的、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を村民による政策提言と位置づけ、その審議においては、これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

5 議会は、村民との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表するなど議員活動に対する村民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、全議員出席のもとに村民に対する議会報告会を年1回以上開催して、村民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

第4章 議会と行政の関係

(議員と村長及びその職員との関係)

第5条 議会審議における議員と村長及びその職員との関係は、次の掲げるものとし、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と村長及びその職員の質疑応答は、広く村政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

(2) 議長から本会議並びに委員会及び特別委員会への出席を要請された村長及びその職員は、議員の質問に対して議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

(重要政策の審議等)

第6条 議会は、村長が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、その水準を高めるため、村長に対して次に掲げる事項について説

明するよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする原因又は背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 村民参加の実施の有無とその内容
- (5) 村振興計画との整合性
- (6) 関係のある法令及び条例等
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたる政策等のコスト計算

- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第7条 議会は、村長が予算案及び決算を議会に提出し議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、村長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、行政全般にわたり重要な計画等について、議会と村長等がともに村民に対する責任を担いながら、計画的かつ村民の視点に立った透明性の高い村政の運営に資するものとする。

- (1) 湯川村振興計画（基本構想及び基本計画）
- (2) 湯川村地域防災計画
- (3) 湯川村地域福祉計画
- (4) 湯川村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- (5) 湯川村国土利用計画
- (6) 村が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、村の重要な施策に係るもの

- 2 議会は、前項に定めるものを除き、必要な事項を議決事件として追加することができる。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長及び委員長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会等において、議員提出議案、村長提出議案、村民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、村民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

- 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議拡大のため、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第10条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速に対応するため、委員会の専門性と特性を生かし、政策の立案及び提案を積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 委員会は、村民からの要請に応じ審査の経過等を説明するとともに、議員及び村民が自由に意見や情報を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、村民各層等を交えた議員研修会を積極的に開催するものとする。

- 3 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、図書等の充実に努めるものとする。
(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、広報広聴機能の充実を図るため、広報広聴委員会を設置する。

- 2 広報広聴委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、村民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、湯川村議会ハラスメント防止条例（令和8年6月25日条例第10号）を遵守するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、村民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(議員定数及び議員報酬)

第15条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行政改革の視点及び他町村との比較だけでなく、村政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分考慮するとともに、村民の意見を聴取するため、参考人、公聴会制度等を十分活用するものとする。

第9章 最高規範性を見直し手続き

(最高規範性)

第16条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例で定める目的、原則等を実現するために必要な事項について条例、規則等を制定し、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第17条 議会及び議員は、この条例に定める原則及びこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として、村民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続き)

第18条 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。